

## 被災者生活再建支援金支給通知書

平成 年 月 日

(申請者) 殿

被災者生活再建支援法人  
財団法人都道府県会館理事長

平成 年 月 日に申請された被災者生活再建支援金については、下記のとおり支給いたしますのでお知らせします。

記

1 支給番号 第 号

2 支給額 円

3 支給方法 口座振込支給 (振込日 )

(被災者生活再建支援金の支給条件)

1 財団は、被災者生活再建支援事業業務規程（以下「規程という。」）第11条第1項の規定により

- ①偽りその他不正の手段によって支援金の支給を受けたとき、
  - ②支給決定の内容若しくはこれにつけた条件に違反し、又はこの規程に基づく請求に応じないとき
- は、支援金の支給決定の全部又は一部を取り消すことがあります。

また、支給決定を取り消したときに、取消に係る支援金をすでに支給している場合には、財団は、期限を定めて当該支援金の返還を請求します。この場合に、支援金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該支援金について年10.95%の割合で計算した加算金を納付していただくとともに、納期日までに納付されない場合は、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、未納付額について年10.95%の割合で計算した延滞金を納付していただきます。

2 支援金、加算金又は延滞金の全部又は一部の返済が滞っている場合には、他の支給すべき支援金があっても、相当の限度において支給を一時停止し、あるいは未納額と相殺することになります。

3 なお、延滞金及び加算金にあっては、やむを得ない事情があると認めるときは、被災者の申請により、その全部又は一部を免除することができます。

4 この決定に不服があるときは、行政不服審査法（昭和37年9月15日法律第160号）第5条の規定に基づき、被災した住居が所在する都道府県に対し、この決定があつたことを知った日の翌日から起算して60日以内に、審査請求をることができます。